

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類による対象業種

日本標準産業分類(大分類)		日本標準産業分類(中分類)		備考
分類 CODE	業種	分類 CODE	業種	
I	卸売業、小売業	56	各種商品小売業	
I	卸売業、小売業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	
I	卸売業、小売業	58	飲食料品小売業	
I	卸売業、小売業	59	機械器具小売業	
I	卸売業、小売業	60	その他の小売業	
M	宿泊業、飲食サービス業	76	飲食店	
M	宿泊業、飲食サービス業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、洗濯品取扱業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業に限る
N	生活関連サービス業、娯楽業	79	その他の生活関連サービス業	旅行代理店、衣服裁縫修理業、写真プリント・現像・焼付業に限る
O	教育・学習支援業	82	その他の教育、学習支援業	博物館、美術館、教育訓練施設、学習塾、教養・技能教授業に限る。
P	医療・福祉	83	医療業	療術業で保険対象となる診療を行っていない事業者に限る。

対象業種であれば、フランチャイズチェーン方式も補助対象となります。ただし、対象業種であっても、事務所・倉庫のみに使う場合には補助対象となりません。